

## (仮訳)

配布：一般  
2018年11月19日  
原文：英語

## 強制失踪委員会

**強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第29条1に基づいて日本が提出した第1回政府報告審査に関する強制失踪委員会の総括所見\***

1. 強制失踪委員会は、2018年11月5日及び6日に開催された第257回及び第258回会合（CED/C/SR. 257及び258参照）において、本条約（CED/C/JPN/1）第29条1に基づいて日本が提出した報告を審査し、2018年11月14日に開催された第271回会合において本総括所見を採択した。

**A. 序論**

2. 委員会は、報告ガイドラインに従って作成された、本条約第29条1に基づく日本による報告の提出及び同報告に含まれる情報を歓迎する。委員会は、ハイレベル代表団との間で行われた建設的な対話を高く評価する。
3. 委員会はまた、質問票（LOI）（CED/C/JPN/Q/1）に対する書面による回答（CED/C/JPN/Q/1/Add. 1）についても締約国に感謝する。

**B. 肯定的側面**

4. 委員会は、締約国がほぼ全ての国連の中核的な人権条約及び「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（ICCローマ規程）を批准したことを評価する。
5. 委員会は、締約国が本条約第32条に基づく国家通報制度に関し、委員会の権限を認めた点を歓迎する。
6. 委員会はまた、締約国が以下を含む本条約の関連分野においてとった措置を評価する。
- (a) 「人身取引対策行動計画2014」の採択及び「人身取引対策推進会議」の設立。
  - (b) 2014年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正。
7. 委員会はまた、締約国が国連人権理事会の全ての特別手続職務権限保持者に対して門戸を開いたことについて歓迎する。

\*第15回会期（2018年11月5～16日）において同委員会により採択された。

## C. 主な懸念事項及び勧告

8. 委員会は、本総括所見採択の時点で、強制失踪を防止し、また処罰するために締約国において施行されている法律は、本条約を批准した国に課せられている特定の義務を遵守していないと考える。委員会は締約国に対し、既存の法的枠組み及び締約国の当局による履行方法が、本条約に含まれる権利及び義務と完全に一致することを確保することを目的として、建設的かつ有益な精神でなされた勧告を履行するよう奨励する。

### 個人通報

9. 委員会は、日本が条約体システムにおける個人通報制度の受け入れの是非について包括的な研究を行っている旨の代表団の声明に留意する一方で、本条約第31条に基づく個人通報を委員会が受理し検討する権限を締約国が認めていないことを引き続き懸念する（第31条）。

10. 委員会は締約国に対し、本条約に規定されている強制失踪に対する保護の枠組みを強化する目的で、本条約第31条に基づく個人通報を委員会が受理し検討する権限をできる限り早く認めるよう奨励する。

### 強制失踪の定義及び犯罪化（第1～7条）

#### 強制失踪の禁止

11. 委員会は、あらゆる例外的な事態における強制失踪の禁止の逸脱不可能性が国内法で明確に規定されていないことに懸念をもって留意する（第1条）。

12. 委員会は、締約国が本条約第1条2に沿って国内法に強制失踪の絶対的禁止を組み込むために必要な立法措置を講じるよう勧告する。

#### 強制失踪犯罪

13. 委員会は、国内法が本条約第2条に従って強制失踪を自律犯罪として明確に犯罪化していないことを懸念する。委員会は、日本の刑法における別の刑法犯罪は、本条約第2条において定義されている強制失踪犯罪の全ての構成要素及び態様を包含し、かつ、第6条、第7条及び第8条といった法律に関するその他の条約上の義務と密接に関連する第4条から生じる義務を遵守するのに十分ではないと考える。委員会は通例、強制失踪犯罪は一連の別の犯罪ではなく、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団がいくつかの刑事上の態様を通じて行う、様々な権利を侵害する複雑かつ単一の犯罪であるため、様々な既存の犯罪を参照することはこの義務を果たすのに十分ではないと考える。委員会はさらに、国内法が本条約第5条に規定されている基準に従って強制失踪を人道に対する犯罪として明確に犯罪化していないことを懸念する（第2条及び第4～8条）。

14. 委員会は、締約国が可能な限り早く、強制失踪を本条約第2条に含まれる定義に従った自律犯罪として、また、本条約第5条に規定される基準に従った人道に対する犯罪として国内法に組み込むことを確保するために必要な立法措置をとるよう勧告する。

### 適切な罰則並びに刑を減輕及び加重する情状

15. 委員会は、強制失踪に対処するために適用する、犯罪に科される罰則が、3 か月から無期懲役刑まで大きく異なり、強制失踪犯罪の極度の重大性を考慮した一貫した罰則が十分に提供されていないことを懸念する。委員会はさらに、本条約第7条2(a)に列挙されている、強制失踪行為に適用される刑を減輕及び加重する情状が国内法で規定されていないことを懸念する(第7条)。

16. 委員会は、締約国が国内法において強制失踪を犯罪化するとき、以下を確立させるよう勧告する。

- (a) 死刑を科することを回避しつつ、本条約第7条に従って犯罪の極度の重大性を十分に考慮した強制失踪犯罪に対する罰則。
- (b) 本条約第7条2に規定された、強制失踪犯罪に関して刑を減輕及び加重する具体的な情状。刑を減輕する情状が決して適切な処罰の欠如につながらないことを確保する。

### 上官の刑事責任及び適切な服従

17. 委員会は、強制失踪を命じ、又は勧誘する者に刑事上の責任を負わせることが国内法に明示的に規定されておらず、本条約第6条1(b)に定められている上官の刑事責任が国内法に明示的に組み込まれていないことを懸念する。委員会は、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励する命令又は指示に従うことを拒否した者が罰せられないことを保障する法律に関して、明確かつ十分な情報が欠如していることを遺憾に思う(第6条及び第23条)。

18. 委員会は、締約国が刑事法制によって本条約第6条1(b)に規定されている者に責任を負わせることを確保するために必要な立法措置を講じるよう勧告する。

### 強制失踪に関連する刑事責任及び司法協力(第8～15条)

#### 公訴時効

19. 委員会は、「時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。」と規定する刑事訴訟法第253条について評価をもって留意する。ただし、委員会は、強制失踪犯罪に適用される時効が極めて短い5年から20年であることを懸念する。委員会はさらに、代表団が行った宣言によれば、「不法行為による損害は、不法行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅する」ことを考慮すると、強制失踪の被害者が時効期間内において効果的な救済措置についての権利を有することが国内法で保障されていないことを懸念する(第8条)。

20. 委員会は締約国に対し、強制失踪犯罪が犯罪化される際にいかなる時効も適用されないようにすることを勧告するとともに、仮に適用される場合には本条約第8条に基づいて締約国が以下を確保するよう勧告する。

- (a) 強制失踪に関して提起される刑事訴訟の時効期間が長く、犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること。
- (b) 強制失踪の被害者が時効期間内において効果的な救済措置についての権利を有することを保障すること。

### 強制失踪犯罪に対する管轄権

21. 委員会は、刑法第4条の2によって、加害者又は被害者の国籍にかかわらず、また日本国外において犯された場合であっても、強制失踪犯罪に対して管轄権を行使する権限が確立されていることに留意する。しかしながら、委員会は、第4条の2が条約に準拠する犯罪にのみ適用されることに懸念をもって留意する(第9条)。

22. 委員会は、強制失踪犯罪に対する裁判所の管轄権の行使が本条約第9条から生じる義務、及び特に同条に規定されている「引渡か訴追か」の原則に従って完全に保障されることを確保するために必要な措置を締約国がとるよう勧告する。これに関して、締約国は、本条約第9条に従って、本条約に規定されていない条件が日本の裁判所による管轄権の行使に影響を及ぼさないことを確保すべきである。

#### 強制失踪事案の告発及び捜査

23. 委員会は、強制失踪事案に関する申立ては行われていないという締約国が提供した情報に留意する。しかしながら、委員会は、失踪者との関係にかかわらず、個人が強制失踪の疑いを権限のある当局に報告する権利が国内法で保障されていないことを引き続き懸念する。委員会はさらに、強制失踪の疑いのある事案の迅速、効果的かつ公平な調査を妨げる可能性がある障害について懸念する。これには以下が含まれる。強制失踪で起訴された者を捜査するための国内法に基づく軍当局の権限。ある犯罪を捜査するという決定が警察官の裁量に左右されるという点。捜査に関連する全ての文書及びその他の情報について、それが公式の機密情報であり、かつ当該情報が国益に害を及ぼす可能性がある場合の国内法におけるアクセスの制限。委員会はさらに、全ての拘禁されている場所又はその他失踪者が所在していると信ずるに足りる根拠のある場所に対して強制失踪を捜査する当局の立入りを保障する関連する国内法についての十分な情報が欠如していること、強制失踪事案を捜査するために割り当てられた予算及び人員が欠如していること、並びにこうした事案の捜査を担当する当局に関し、強制失踪事案の捜査を開始し、及び実施するための特有の訓練が欠如していることを懸念する（第11条及び第12条）。

24. 委員会は、締約国が以下を行うために必要な全ての立法上又はその他の措置を講ずるよう勧告する。

- (a) 失踪者との関係にかかわらず、個人が強制失踪の疑いを権限のある当局に報告する権利、及び権限のある当局がその事案の捜査を拒否した場合に申立てを行った者が不服申立ての制度を利用できることを保障すること。
- (b) ある者が強制失踪の対象とされたと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、正式な申立てがなされていないときであっても、十分かつ公平な調査を遅滞なく行うことを確保すること。
- (c) 強制失踪の全ての事案が、明示的に軍事裁判権の外にあり、かつ、通常の裁判所によってのみ捜査され得ることを確保すること。
- (d) 強制失踪の捜査を担当する当局が、捜査に関連する全ての情報及び文書にアクセスできることを保障すること。
- (e) 強制失踪の対象とされた者がいると信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、自由を剥奪された場所の性質にかかわらず、権限のある当局及び機関が自由を剥奪された場所にアクセスできることを保障すること。
- (f) 強制失踪の捜査を担当する当局に十分な財源及び人的資源を提供すること。
- (g) 強制失踪事案の捜査を開始し実行するための特有の研修を、当該事案の捜査を担当する当局に提供すること。

### 強制失踪の被害者であるいわゆる「慰安婦」の状況

25. 本条約第8条、第12条及び第24条を想起し、委員会は、強制失踪がいつ犯されたかにかかわらず、強制失踪犯罪の継続性を強調するとともに、被害者の司法手続の権利、被害回復を受ける権利及び強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を再確認することを望む。この点において、委員会は強制失踪の対象とされた可能性のあるいわゆる「慰安婦」の数に関する統計的な情報の欠如について、また、これらの事案の容疑者の捜査、訴追及び有罪判決の欠如について懸念する。さらに、委員会はこうした女性から産まれた児童の奪取に関する報告及びこうした事案を調査することを締約国が拒否していることを懸念する。委員会は、いわゆる「慰安婦」問題に関して関連する事実及び資料を締約国が隠蔽している又は開示を拒否しているとの報告を引き続き懸念する。さらに、委員会は本条約第24条5に則した被害者に対する十分な被害回復が欠如していることを懸念するとともに、この問題が「最終的かつ不可逆的に解決されている」とする締約国の立場を遺憾に思う。これは不処罰を永続させ、被害者が真実を知り、司法手続、被害回復及び再発防止の保障を得る権利を否定するものである（第1条、第8条、第12条、第24条及び第25条）。

26. 委員会は、強制失踪犯罪の継続性を想起し、締約国に以下を勧告する。

- (a) 調査を行い、真実及び被害回復に対する権利を保障するために強制失踪の対象とされた可能性のあるいわゆる「慰安婦」の数に関する正確な統計を作成すること。
- (b) 事案発生時から経過した時間にかかわらず、また、正式な申立てがなされていないとしても、それらの女性から産まれた児童の奪取を含め、強制失踪の対象とされた可能性のあるいわゆる「慰安婦」の全ての事案が、徹底的かつ公平に遅滞なく調査されることを確保すること。
- (c) 容疑者が訴追され、かつ、有罪と判断される場合、その行為の重大性に従って処罰されることを確保すること。
- (d) 本条約第25条2に従って、不当な移動、強制失踪及び／又は身元関係事項の変更の被害者だった可能性のある「慰安婦」のもとに産まれた児童を捜索及び特定し、それらの児童を本来の家族に戻すために必要な措置を講じること。
- (e) 事実及び資料に関連する情報の開示を確保すること。
- (f) 本条約第24条4及び5に従い、全ての被害者が適切な被害回復を受けるとともに、締約国がジェンダーの問題を考慮することを確保すること。
- (g) 真実への権利を保障すること。

### 刑事問題における司法協力

27. 委員会は、本条約第14条及び第15条によって確立された司法援助・協力の要請に関連する国内法における制限及び条件について懸念する。特に強制失踪犯罪が国内法で成文化されていないことを念頭に、委員会は、支援を要請される犯罪を構成する行為が、その犯罪が日本で犯された場合に日本の法律の下で犯罪を構成しない場合には国内法の下での支援が提供されないことを懸念する（第14条及び第15条）。

28. 委員会は、締約国に対し、強制失踪の可能性のある事案の調査において他の締約国の当局が要請する場合は必要な司法援助を当該締約国に提供することを確保するよう勧告する。また、締約国に対し、本条約第15条に基づく要請を受けたときに、当局が可能な限り最大限の支援措置を提供することを確保するよう奨励する。

## 強制失踪を防止するための措置（第16～23条）

### 追放、送還、犯罪人引渡しのメカニズム

29. 委員会は、強制失踪犯罪に関する犯罪人引渡しに対する障害について懸念する。これには以下が含まれる。a) 締約国が本条約第13条2に定められた義務を課さないことを考慮すると、強制失踪は本条約の締約国ではない国との引渡し条約において引渡し犯罪とみなされないこと。b) 強制失踪が日本の刑法において自律犯罪として成文化されていないことを念頭に、引渡し条約における双罰性の原則の要件。c) 引渡し条約がない場合の相互主義の要件。委員会は、追放、送還又は犯罪人引渡しを開始する前に、引渡し先の国において強制失踪の対象とされる者のリスクを評価及び検証するために適用される基準及び／又は手続に関する情報の欠如を遺憾に思う（第13条及び第16条）。

30. 委員会は、締約国が以下を行うために必要な全ての措置を講じるよう勧告する。

- (a) 本条約第13条2、3、4及び5に従って、国内法において存在する犯罪人引渡しに対するあらゆる障害を取り除くこと。
- (b) 追放、送還又は犯罪人引渡しを開始する前に、引渡し先の国において強制失踪の対象とされる者のリスクを評価及び検証するための明確かつ具体的な基準及び手続を有すること、また、そうしたリスクがある場合、当該者は追放、送還、又は犯罪人引渡しの対象とならないことを確保すること。

### 基本的な法的予防措置

31. 委員会は、本条約第17条2（d）に基づいて自由が剥奪された場所において保障される権利に対する国内法の条件及び制限、並びにこれらの権利の不順守に関する報告について深く懸念する。これには以下が含まれる。自由を剥奪された者が、自由を剥奪されたその時点から、自己が選択した者及びその者が外国人である場合には領事当局と連絡を取ることに制限。特定の日時及び状況における弁護士による面会への制限。家族又は自己が選択したその他の者による面会の制限。面会の際の刑務所職員の立ち合い及び記録。被告側弁護士からのものを含む通信の制限、禁止及び検査。日本語以外の言語で行われる場合の面会、連絡及び通信の禁止。なお、自由を剥奪された者が翻訳又は通訳の費用を負担することはできない。委員会はさらに、自由が剥奪された場所を訪問するために認められるメカニズムの独立性及び権限、並びに自由が剥奪された全ての場所への無制限のアクセスを保障するために実施されている措置の欠如を懸念する（第17条）。

32. 委員会は、締約国が以下を保障するよう勧告する。

- (a) 自由を剥奪された全ての場所において、自由を剥奪された全ての者が自由を剥奪されたその時点から弁護士にアクセスでき、また、親族、弁護士又は自己が選択した者、及びその者が外国人である場合は自国の領事当局との遅滞ない連絡及び面会。
- (b) 人員の選定のための客観的な基準の確立を含め、自由が剥奪された場所を訪問するためのメカニズムの独立性、自由が剥奪された全ての場所への無制限のアクセス、及び本条約についての訓練の提供。

### 拘禁の合法性に関する救済措置

33. 委員会は、医療施設及び入国者収容施設に拘禁されている者を含む自由の剥奪の合法性に異議を申し立てるために、本条約第17条2（f）に沿って利用可能な救済措置が欠如していることを懸念する。委員会は、拘禁の合法性に異議を申し立てるための人身保護法の存在に留意する。しかしながら、委員会は、人身保護規則、特に第4ルールに含まれるこの救済の使用における障害について、また、人身保護の要請を出せるのは自由を剥奪された者及びその弁護人のみであ

るという点について、懸念を表明する（第17条及び第22条）。

34. 委員会は締約国に対し、人身保護を申請する権利がいかなる状況においても制限され得ないことを確立させるために必要な措置を講じるよう、また、自由が剥奪された場所にかかわらず、正当な利益を有する者が手続を開始できることを保障するよう勧告する。

#### 自由を剥奪された者の登録簿

35. 委員会は、自由を剥奪された者に関する多数の登録簿の存在に留意する。しかしながら、委員会は、これらの登録には本条約第17条3に規定された全ての情報が含まれていないことを懸念をもって留意し、また、自由を剥奪された者の全ての記録が完全なものとなり、迅速な更新及び監視を確保するための措置についての十分な情報が欠如していることを遺憾に思う。委員会は、本条約第18条1に列挙された情報について、この情報の提供が自由を剥奪された者次第である点を考慮すると、情報へのアクセスが国内法で保障されていないことに懸念をもって留意する。委員会は、本条約第22条（b）及び（c）に記載されている全ての項目、すなわち「自由のはく奪を記録しないこと」「情報の提供を拒否すること」及び「不正確な情報」を提供することに関して、国内法がいかに対処するかについての十分な情報を受け取っていないことを遺憾に思う（第17条、第18条、第20条及び第22条）。

36. 委員会は、締約国が以下を確保するために必要な全ての措置を講じるよう勧告する。

- (a) 自由の剥奪に関する全ての事案が、例外なく、少なくとも本条約第17条3に基づいて要求される情報を含む公的な登録簿及び／又は最新の記録に記載されること。
- (b) 自由を剥奪された者に関する登録簿又は記録が迅速かつ正確に記入及び更新され、定期的なチェックの対象となり、不正行為があった場合には責任を負う職員が正当な処罰を受けること。
- (c) 正当な利益を有する者が、本条約第18条1に規定された情報に迅速かつ容易にアクセスできること。
- (d) 本条約第22条（b）及び（c）に記載されている行為を防止し、制裁を科すこと。

#### 本条約に関する研修

37. 委員会は、人権についての研修が国の一部の機関に提供されていることに留意する。しかしながら、委員会はそうした研修に強制失踪に特化した研修が含まれていない可能性があることを懸念する（第23条）。

38. 委員会は、締約国が国の職員に対して人権に関する研修を提供するための努力を継続するよう、また、特に、裁判官、検察官及び司法を担当するその他の職員を含め、自由を剥奪された者の身体の拘束又は取扱いに関与する法執行及び保安の職員（文民であるか軍人であるかを問わない）、医療職員、公務員その他のすべての者が、本条約第23条1に従って、本条約の規定についての具体的かつ定期的な研修を受けることを確保するよう勧告する。

#### 被害回復を行い、強制失踪から児童を保護するための措置（第24条及び第25条）

#### 被害者の定義並びに被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利

39. 委員会は、刑事訴訟法第290条の2に定められた「被害者」の定義の中に本条約第24条1に規定された全ての者が含まれないことを懸念し、また、代表団が日本には「刑事訴訟における被害者の定義を変更する意図はない」と主張し

たことを遺憾に思う。委員会はさらに、本条約第24条5において規定される全ての被害回復の措置を含む、国の責任の下での完全な被害回復制度が国内法で規定されていないことを懸念する。委員会は、死亡が確定していない場合に強制失踪の被害者に対して国が与える賠償及び被害回復の種類についての情報が欠如していること、並びに強制失踪の状況に関する真実及び失踪者の消息を知る権利を確保するための仕組みの存在又はそれを確立させるために講じられる措置について、また、捜査の進展及び結果に関して知らされるとともに、手続に参加する被害者の権利をこれらの仕組みによってどのように確保するかについての情報が欠けていることを遺憾に思う（第24条）。

40. 委員会は、締約国が以下を行うために必要な措置を講ずるよう勧告する。

- (a) 強制失踪の直接的な結果として被害を受けた個人が本条約第24条1に定められた権利を行使できることを確保するため、同条と合致する「被害者」の定義を国内法において確立させること。
- (b) 性別、性的指向、性自認、年齢、民族的出自、社会的地位及び障害等の被害者の個別の状況を考慮し、本条約第24条4及び5の規定に完全に合致し、国の責任の下で、刑事訴訟が開始されていなくても適用可能な、包括的な被害回復制度を確立させること。
- (c) 強制失踪の全ての被害者が真実を知り、司法手続、被害回復及び再発防止の保障を得る権利を行使できることを確保すること。

#### 失踪者及びその親類の法的状況

41. 委員会は民法上、社会保障、財政事項、家族法及び財産権等の分野における法的地位を整理するために、失踪者の消息が明らかではない場合であっても失踪者が死亡したと推定され、そして、失踪から7年の期間が経過することを要件としていることを懸念する。委員会はさらに、この7年の間においても失踪者の年金及び保険の支払いがなされる必要があることを懸念する（第24条）。

42. 委員会は、社会保障、財政事項、家族法及び財産権等の分野における消息又は所在が明らかになっていない失踪者及びその親族の法的地位が、失踪者が死亡したと推定される旨の宣告を必要とすることなく、本条約第24条6に従って整理されることを確保するために必要な立法措置を締約国が採択するよう勧告する。これに関連して、委員会は締約国に対し、強制失踪を理由とする不在の宣告を法律で規定するよう奨励する。

#### 児童の不当な奪取に関する法律

43. 委員会は、本条約第25条1に規定されている児童の不当な奪取に関連する行動について国内法が十分に対処しておらず、また明確に犯罪化していないことに懸念をもって留意する。委員会は、強制失踪行為から生じた児童の養子縁組を再検討し、必要であれば無効とするため、また、失踪した児童が自己の本来の身元関係事項を回復させる権利のために実施されている手続について十分な情報を得られなかったことを遺憾に思う（第25条）。

44. 委員会は、締約国が以下の行動を取るよう勧告する。

- (a) 本条約第25条1に記載されている行為を特有の犯罪として取り入れ、当該犯罪の極度の重大性を考慮した適切な罰則を設けることを目的として刑事法制を見直すこと。
- (b) 強制失踪に基づく養子縁組、委託又は保護を見直し、必要に応じて無効とするための具体的な手続を確立させること。

#### D. 周知及びフォローアップ

45. 委員会は、本条約を批准する際に国が引き受けた義務を想起することを望み、これに関連して締約国に対し、その性質又はその起源となる権限にかかわらず、

締約国が採択する全ての措置が本条約及びその他の関連する国際条約を批准するときに引き受けた義務に完全に従っていることを確保するよう奨励する。委員会は、特に、締約国に対し全ての強制失踪の効果的な調査及び本条約に定められた被害者の権利の完全な実現を確保するよう奨励する。

46. 委員会はまた、強制失踪が女性及び児童の人権に与える特に残酷な影響を強調することを望む。強制失踪の対象とされた女性は、性暴力及びその他の形態の暴力に対して特に脆弱である。失踪者の親族である女性は、深刻な社会的及び経済的不利益を被り、家族の一員の居場所を突き止めるための努力の結果として暴力、迫害及び報復を受ける可能性が特に高い。自己が失踪の対象とされたため、又は親族の失踪の影響を受けたために強制失踪の被害者となった児童は、特に出自改変を含む多数の人権侵害に対して脆弱である。これに関連して、委員会は、本条約に定められている権利及び義務を履行する際にジェンダーの観点及び児童に配慮したアプローチが用いられることを締約国が確保する必要性を特に強調する。

47. 締約国は、司法、立法及び行政の当局、締約国で活動している市民社会、非政府組織、並びに一般市民の間で意識を高めるため、本条約、本条約第29条1に基づいて提出された自国の報告、委員会が作成した質問票（LOI）に対する書面での回答及び本総括所見を広く周知するよう奨励される。委員会はまた、締約国に対し、現行の総括所見に沿って講じられる行動において、市民社会、特に被害者親族の組織からの参加を促進するよう奨励する。

48. 委員会の手続規則に従い、遅くとも2019年11月16日までに、締約国は、第12節（強制失踪の禁止）、第14節（強制失踪犯罪）及び第32節（基本的な法的予防措置）に含まれる委員会の勧告の履行についての関連情報を提供すべきである。

49. 本条約第29条4に基づき、委員会は締約国に対し、本条約の締約国が第29条に基づいて提出する報告の形式及び内容に関してガイドラインの第39項に従って文書を作成し、委員会の全ての勧告の履行についての具体的かつ更新された情報及び本条約に含まれる義務の履行についてのその他の新たな情報を2024年11月16日までに提出するよう要請する（CED/C/2）。委員会は締約国に対し、この情報を用意する際、市民社会、特に被害者親族の組織からの参加を促進するよう奨励する。